

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

上記審査請求人代理人

[Redacted]

処 分 庁 千 葉 市 長

上記審査請求人が、平成16年9月24日付けで提起した生活保護申請却下処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

千葉市長が平成16年9月8日付けで審査請求人に対して行った生活保護法に基づく生活保護却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨は、千葉市長（以下「処分庁」という。）が、平成16年9月8日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、おおむね次のとおりであり、請求人は、これらの点から本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

(1) 処分庁の決定理由の付記には、「いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分をされたのかを処分の相手方においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。」とされているのに、本件処分には、「誰との同居関係がどのように認定され、どのような生活実態があり、いかなる理由で生活保護を適用することが適当でないのか」を了知し得る明記がない。

(2) また、世帯分離を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」第1、2に定める条項について、本件処分にあたりどのような検証がな

され、どのような判断が行われたのかが明示されておらず、不服審査への便宜からしても却下処分の手続きには瑕疵があるといえる。

- (3) 請求人の生活実態は請求外[]氏（以下「[]氏」という。）方にあるが、両者に生活保持義務関係は存在しない。

そして、[]氏に生活保護申請の意思はなく、また請求人に対し[]氏が期限を定めて退去を求めたため、請求人は、単身の居宅による保護を転居費用に含めて申請したのであるから、互いに援助の意思及び援助を受ける意思もないといえる。

以上の事実により世帯分離について検証すると、局長通知第1-2-(2)により「要保護者が自己に対し生活保持義務関係にない者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定するのが適当でないとき」、及び同通知第1-2-(7)「同一世帯のいずれかに対し生活保持義務関係にない者が収入を得ている場合であって、結婚、転職等のため1年以内において自立し同一世帯に属さないようになると認められたとき」の要件を満たしていることから、本件処分は実体上の瑕疵があるといえる。

- (4) 請求人は、平成16年7月7日頃からの何度か生活保護に関する相談に処分庁に行ったが、対応した処分庁の職員は保護申請手続きを説明せず、恣意的な判断により何度も追い返している。

また、平成16年9月13日における申請却下理由は、請求人の基本的人権の出発点である生存権を積極的に侵害するもので宥恕しがたい。

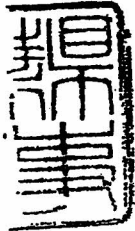
さらに、本件却下処分後における生活保護申請に対しても正当な理由もなく申請を受理しようとしなかった。

- (5) 請求人の生活状況は生活保護法及びあらゆる厚生労働省通達に照らしても要保護者であり、直ちに扶助（生活・住宅・医療）を開始することが相当である。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人は、[]
[]
- (2) 請求人は、平成16年3月頃から、[]氏が経営する飲食店を手伝っていたこと。
- (3) 請求人は、平成16年3月頃から、[]
[]で起居するようになったこと。
- (4) []氏方で起居するようになってからの請求人の住宅費、電気・ガス・



水道等の費用は、**○**氏により賄われていたこと。

- (5) **○**
- (6) 請求人は、平成16年7月上旬に処分庁を訪れ、保護を受けたい旨を申し出たこと。また、対応した処分庁職員は、請求人に対して、生活実態を把握するため、同居人である**○**氏と共に来所するよう指示したこと。
- (7) 請求人は、平成16年8月3日に**○**氏と共に処分庁を訪れたこと。
その際、対応した処分庁職員が請求人と**○**氏は生計同一と見られる旨の見解を示し、同一世帯としての保護申請を考慮するように説明したところ、**○**氏は生活保護の申請には難色を示したこと。
- (8) 請求人は、処分庁に対して、平成16年8月10日に、単身で保護申請（以下「本件申請」という。）を行ったこと。
その際、次の3点を申し出たこと。
ア 資産及び収入がないこと。
イ **○**氏宅に居候しているものの、食費、医療費、転居費等の捻出が困難になったこと。
ウ 住宅費、電気・ガス・水道等の費用は**○**氏により賄われていること。
- (9) 処分庁は、平成16年9月8日付けで、「同居人との生活実態において、申請者本人を単身者として生活保護を適用することが適当でない」ことを理由として、本件処分を行ったこと。
- (10) 請求人は、平成16年9月24日付けで本件審査請求を提起したこと。

2 判断

- (1) 法第10条では、生活保護の世帯単位の原則について「保護は、世帯を単位としてその要否及びその程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と規定されている。
ここでいう「世帯」とは、生計を一にする消費生活上の単位及び夫婦、親子、その他の直系血族又は兄弟姉妹が同一の住居に生活している場合等を想定している（「改正増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」厚生省社会局 小山進次郎著 社会福祉法人 全国社会福祉協議会平成16年2月16日発行。以下「解釈と運用」という。219～220頁。）
また、同条文中の「但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」とは、法第4条第2項で「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律の定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先し



て行われるものとする。」と規定されているように、直系血族（夫婦及び親と未成年の子）・三親等内の親族関係以外のものが、世帯員の中に含まれている場合に適用するものと考えられる。（「解釈と運用」223頁。）

- (2) さらに、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号 厚生労働事務次官通知（以下「次官通知」という。）第1では、世帯の認定について、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」と規定されている。

そして、昭和38年4月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知（以下「局長通知」という。）第1-2には、「同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。」とされ、世帯分離できる場合として「要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき」とされている（局長通知第1-2-（2））。

- (3) これらを本件についてみると、請求人は、本件申請時点において■■■■氏と同居しており、請求人の住宅・電気・ガス・水道費は■■■■氏によって賄われていたものの、食費、医療費及び転居費等の捻出を■■■■氏によることは困難であるとして、単身での生活保護を申請したことが認められる。

一方、処分庁は、処分庁の調査によれば、請求人と■■■■氏が内縁関係もしくはこれに準じた関係にあり、請求人が■■■■氏と数年前から同居しているという生活実態からすれば、請求人と■■■■氏は同一世帯と認定すべきであるから、請求人を単身者として生活保護をなすことはできないとして、本件処分を行ったことが認められる。

- (4) そこで、請求人の世帯認定の適否について、以下判断する。

請求人は、前記認定事実（2）ないし（4）のとおり、平成16年の春頃から■■■■氏と同居を開始し、同居中の請求人の生活費については、■■■■氏が住居及び光熱水費を負担していたことが認められるので、本件申請に至るまでの請求人と■■■■氏の生計は、同一であるとみなされる余地がないではない。

しかし、前記認定事実（8）のとおり、請求人が、食費、医療費及び■■■■氏宅からの転居費用の捻出が困難となったことを申請理由として、請求人単身での生活保護を申請していること、■■■■氏が請求人に対して今後は援助できない旨申し述べていること、請求人と■■■■氏とは生活保持義務関係にないことを勘案すると、仮に、請求人と■■■■氏の生計が、本件申請以

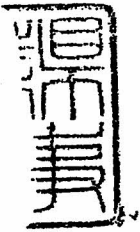


前は同一であったと認められたとしても、請求人は、■■■■氏宅から転居し、単身で生活することを決意し、本件申請に及んだものと解するのが相当であって、請求人と■■■■氏が本件申請後もなお同一生計を営むと認めるに足る証拠はない。

よって、請求人と■■■■氏が本件申請後をも同一生計を営むものとみなす理由はないといわざるを得ない。

(5) したがって、「同居人と生活実態において、申請者本人を単身者として生活保護を適用することが適当でない」ことを理由としてなされた本件処分は、請求人の本件申請後の生計を誤認しており、違法であるから、その余を判断するまでもなく取消しを免れない。

3 以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。



平成18年9月21日

千葉県知事 堂本 暁子

